

湧別町公立保育所等再編基本方針の概要 (保育施設整備に向けた町の方向性)

令和2年7月
湧別町健康こども課

湧別町公立保育所等再編基本方針の策定にあたって

湧別町内には、湧別保育所、芭露保育所、中湧別保育所、上湧別保育所と現在休止中の開盛保育所の公立保育所5カ所と、民間幼稚園1カ所があり、これらの施設で町内の就学前児童の教育・保育を担っていますが、町立保育所の老朽化が喫緊の課題となっており、建替等の更新を検討するにあたっては、児童数の減少や多様化する保育ニーズに対応できる湧別町の将来を見据えた幼児教育・保育施設のあり方を検討することが必要となっています。

町では、これらの課題に対応できる保育施設の整備更新に向け、庁舎内に「幼保一体の幼児教育の推進プロジェクトチーム」を設置し検討を行った結果、国が進める「認定こども園制度」の新たな仕組みの導入や、私立幼稚園の動向にも留意した中で、民間活力の導入を含めた全町的な教育・保育施設の再編による施設更新が必要であるとの報告を受け、その報告を基に児童数の減少をはじめとした本町の幼児教育・保育を取り巻く様々な状況を総合的に勘案し、将来にわたって安全・安心な幼児教育・保育を提供するために必要な環境の整備に向けた町としての基本的な方向性として「湧別町公立保育所等再編基本方針」を定め具体的な計画を推進するものです。

基本方針の目的と位置づけ

(1) 基本方針の目的

「湧別町公立保育所等再編基本方針」は、町立保育所の老朽化や児童数の減少をはじめとする現状の課題を整理した上で「子ども・子育て支援新制度」の基本理念と意義を踏まえ、湧別町全体を枠組みとし湧別町の将来に向けた幼児教育・保育施設のあり方の方向性を定めるため、本町の上位計画の理念と施策の整合性を図り策定するものです。

(2) 基本方針の位置づけ

第2期「湧別町総合計画」

少子化により児童数が減少する中においても多様な保育ニーズに対応でき、親が安心して子供を預けることができる保育サービスの確立と老朽化した保育所の環境整備。

第2期「湧別町子ども・子育て支援事業計画」

子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子供が健やかに育つ環境の整備を推進するため、人口減少が続く中においても多様な保育ニーズに対応できる認定こども園の普及や町内での幼児教育・保育施設の統廃合や経営方法等の検討。

公立保育所等の現状と課題

(1) 保育所・幼稚園の現況

湧別町には、湧別、芭露、中湧別、上湧別、開盛の5地区に町立の保育所が設置されていますが、開盛保育所は児童数が減少したことから、平成28年度から休止となっています。

また、中湧別地区には学校法人が設置する幼稚園があり、町内全域の児童を受け入れています。

令和2年度 各保育所の状況

施設名	所在地	建築年度	定員(人)	入所内訳(人)						合計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
湧別保育所	栄町	平成17年	120	1	8	9	14	14	19	65
芭露保育所	芭露	昭和53年	45		2	6	6	4	7	25
中湧別保育所	中湧別中町	平成11年	90	1	3	10	13	10	15	52
上湧別保育所	上湧別屯田市街地	昭和48年	90		1	5	8	10	7	31
開盛保育所(休止中)	開盛	昭和44年	30				0	0	0	0
公立合計			375	2	14	30	41	38	48	173
みのり幼稚園	中湧別南町	昭和49年	35				7	13	7	27
公私合計			410	2	14	30	48	51	55	200

公立保育所等の現状と課題

(2) 児童数の減少

平成21年の合併時10,276人だった湧別町の人口は、令和1年度末には8,543人と約17%の1,733人も減少しており、0歳から5歳までの就学前人口にあっては、451人から約35%減の290人と161人も減少しています。

また、出生数も令和1年度では、過去10年間の平均53人を大きく下回る39人となっており、出生数の減に伴い保育所等への入所児童数も確実に減少することが予想されています。

総人口・就学前人口の推移(年度末)

(人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総人口(人)	10,083	9,873	9,812	9,620	9,493	9,325	9,104	8,941	8,721	8,543
就学前人口(人) (0歳～5歳)	402	364	336	321	325	310	321	329	311	290

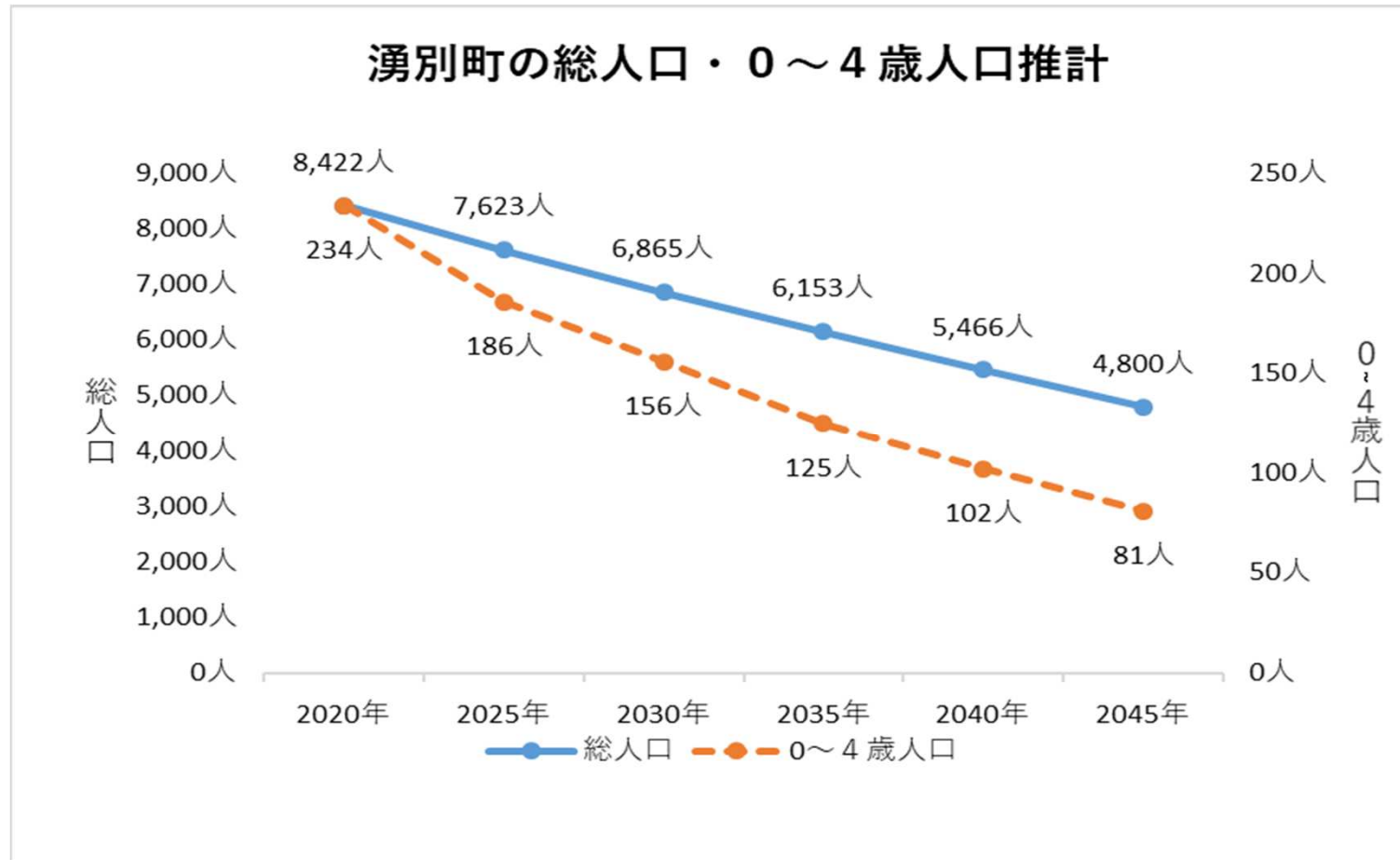
出生数の推移(4月～3月)

(人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
出生数(人)	48	49	54	57	60	54	55	54	43	39

公立保育所等の現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所の湧別町人口推計（2018年）



公立保育所等の現状と課題

(3) 施設の老朽化

湧別町にある5カ所の保育所のうち、開盛保育所については児童数の減少により平成18年度から休止となっていますが、上湧別保育所が築47年、芭露保育所が築42年と老朽化による劣化や損傷が著しく、継続して運営するためには建替えや大規模な改修が必要な状況となっています。



開盛保育所 (S44年築 休止中)



上湧別保育所 (S48年築)



中湧別保育所 (H11年築)



湧別保育所 (H17年築)



芭露保育所 (S53年築)



みのり幼稚園 (S49年築)

公立保育所等の現状と課題

(4) 財政負担の増大

公立保育所の運営は、平成16年度から国の運営費補助が廃止され一般財源化されたことから、運営に必要な経費は全て町の財源によって賄うこととなり、さらに平成18年度以降は保育所の建設や施設改修などの施設整備費が交付金の対象外となるなど公立保育所の運営に対する町の財政的な負担が増大しています。児童数が減少する中、将来に渡り現状の小学校区を基本とした配置を維持し運営するための十分な予算を担保していくことは難しい状況となっています。

一方、民間事業者による保育所等の整備、運営には国や道からの補助金等が充実しており、民営化の検討も必要となっています。

◆運営主体別財源

運営方法		施設整備費		運営費	
公設公営	・町が設置・運営主体となる方法	町の一般財源のみ		町の一般財源のみ	
民設民営	・民間事業者が新たな施設整備を行い運営する方法 ・公有施設の土地・建物等を民間に貸与・譲渡し運営する方法	国補助	1/2	国庫負担	1/2
		町補助	1/4	道負担	1/4
		事業者	1/4	町負担	1/4

(5) 町内私立幼稚園の状況

町内には、昭和49年から町内唯一の幼稚園として幼児教育を推進してきた民間幼稚園があり、今後も現状の施設により存続する意向を持っていますが、今後の継続した施設運営に向けては、児童数の減少や教諭の確保のほか、老朽化した施設の大規模改修などが大きな課題となっています。

保育所等再編に向けた町の方向性

老朽施設の更新にあたっては、児童数の減少や多様化する保育ニーズをふまえ、町内私立幼稚園を含めた全町的な枠組みの中で効率的かつ効果的な施設の運営を目指した再編に向け、町としての方向性を以下のとおり定め保育所等の再編を進めるものとします。

1. 開盛、上湧別保育所を中湧別保育所に統合します。
湧別保育所、芭露保育所は現状の配置とします。
2. 統合保育所は、保育と教育が一体的に提供できる「認定こども園」への移行を前提とします。
町内における保育の統一性を図るため、湧別保育所についても「認定こども園」への移行を検討します。
3. 統合施設は、中湧別保育所の活用を基本に検討します。
4. 町内全域を枠組みとした教育・保育施設の再編に向け、町内において幼稚園の運営実績がある学校法人を第一の候補とした民営化を検討し、困難な場合は、公設公営による「認定こども園」への移行を進めます。

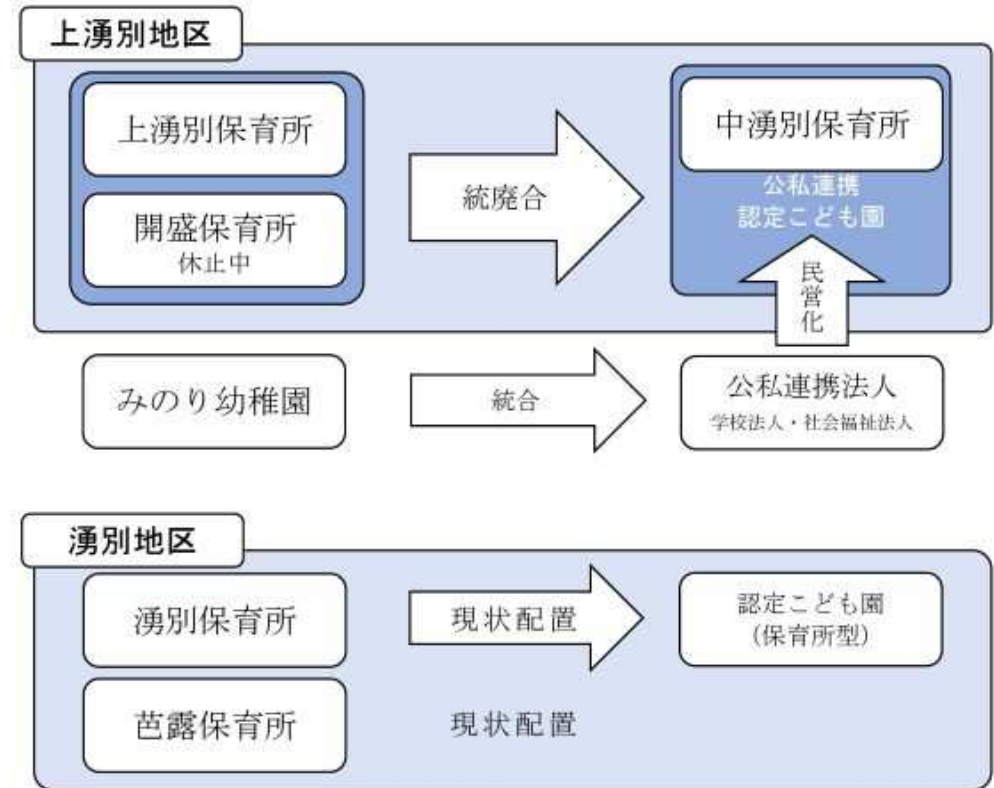
目指すべき保育所等再編の全体像

(1) 保育所等再編のイメージ

- ①上湧別、開盛保育所を中湧別保育所に統合
- ②統合保育所・湧別保育所を「認定こども園」に移行。
- ③私立幼稚園を含めた全町的な枠組みの中で民設民営の可能性を検討。

(2) 民営化の手法「公私連携認定こども園」

町が建物等の譲渡・貸付等の支援を行い、法人と協定を結ぶことにより、人員配置や保育の内容に関与でき、適切な運営を担保することが可能となる「公私連携認定こども園」制度の導入を検討。



保育所等再編に向けた今後の進め方

(1) 目指すべき方向性

①町立保育所の統合 → ②認定こども園化 → ③民営化（幼稚園との統合）

(2) 保育所等再編に向けたスケジュール

年 度	時期	統 合	民 営 化
R2年度	6月 7月 9月	公立保育所等再編基本計画（案）議会説明 保護者・住民説明会の開催 基本方針の策定 保護者説明会	民営化法人選定委員会設置 民営法人募集 民営化法人の決定・協定締結
R3年度	4月	①開盛、上湧別保育所を中湧別保育所に統合	中湧別保育所改修 共同保育・引継ぎ等 認可申請（公私連携幼保連携型認定こども園） 認可
R4年度	4月	②認定こども園（公私連携認定こども園）化 ③民営化（私立幼稚園との統合）	※湧別保育所も認定こども園に移行

再配置による認定こども園の施設規模

統合による保育所等の施設規模を下記のとおり想定します。

(1) 上湧別地区3保育所の統合規模

上湧別地区
統合保育所

区分	保育士 配置 基準	中湧別保育所(統合保育所)			保育士 配置数
		児童数			
		上湧地区	中湧地区	計	
0歳児	1/3	/	1	1	1
1歳児	1/6	1	3	4	1
2歳児	1/6	5	10	15	3
3歳児	1/20	8	13	21	2
4歳児	1/30	10	10	20	1
5歳児	1/30	7	15	22	1
合計		31	52	83	9

湧別地区
既存保育所

湧別保育所		芭露保育所	
児童数	保育士 配置数	児童数	保育士 配置数
1	1	/	/
8	2	2	1
9	2	6	1
14	1	6	1
14	1	4	1
19	1	7	1
65	8	25	4

民間幼稚園

みのり幼稚園			
児童数			保育士 配置数
上湧地区	湧別地区	計	
/	/	/	/
/	/	/	/
/	/	/	/
2	5	7	1
4	8	12	1
4	4	8	1
10	17	27	3

※R2年度当初の入所児童数による

(2) 民間幼稚園を含めた全町的な統合規模

上湧別地区

統合認定こども園(幼保連携型)

区分	保育士 配置 基準	中湧別保育所(幼保連携型)			合計	
		上湧別 児童数	中湧別 児童数	幼稚園 児童数	計	保育士 配置数
0歳児	1/3	/	1	/	1	1
1歳児	1/6	1	3	/	4	1
2歳児	1/6	5	10	/	15	3
3歳児	1/20	8	13	2	23	2
4歳児	1/30	10	10	4	24	1
5歳児	1/30	7	15	4	26	1
合計		31	52	10	93	9

湧別地区

既存保育所

湧別保育所(保育所型)				芭露保育所		合計	
保育所 児童数	幼稚園 児童数	計	保育士 配置数	児童数	保育士 配置数	児童数	保育士 配置数
1	/	1	1	/	/	1	1
8	/	8	2	2	1	10	3
9	/	9	2	6	1	15	3
14	5	19	1	6	1	25	2
14	8	22	1	4	1	26	1.5
19	4	23	1	7	1	30	1.5
65	17	82	8	25	4	107	12

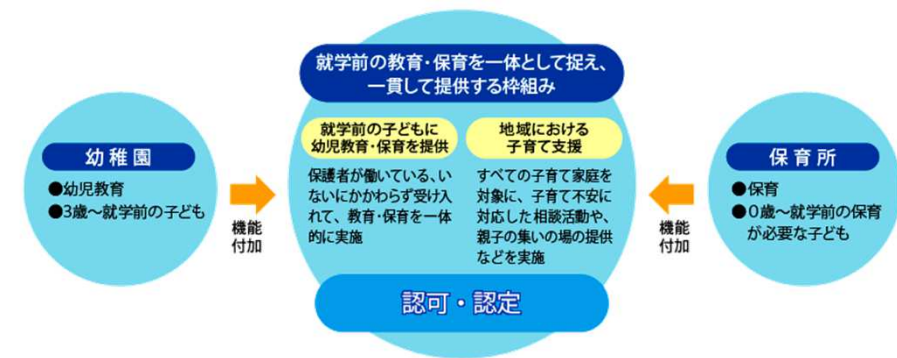
※R2年度当初の入所児童数による

資料

◆認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、保護者の就労等の状況等に関わらず同じ施設・環境で小学校入学までそのまま利用できる施設です。

また、認定こども園では地域に根差した子育て支援事業の実施が義務付けられており、「地域のすべての子育て家庭」に寄り添うことができる施設です。



① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

◆公私連携認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、設置・運営主体は民間法人で、市町村とあらかじめ「協定」を締結し、公私連携法人としての指定を受け、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市町村との連携の下に適正な運営を行う施設です。

◆公私連携法人

当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、市町村が指定することができる。

公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定されており、法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続の上、選定することとなります。